4　この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従って法第十七条の二第一項に規定する高圧ガスを貯蔵所において貯蔵するとき（前項に規定するときを除く。）は、当該貯蔵所は、同条第一項の規定による届出をして設置されたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄

物価統制令施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十七号

物価統制令施行令の一部を改正する政令

内閣は、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第三十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項を削る。

別記様式を削る。

附　則

この政令は、令和三年十月二十二日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十八号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項、第三項及び第五項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ中「別表第一第三十三号、第五十六号、第七十五号、第八十八号、第九十四号、第二百四十三号、第三百五号、第三百九号、第三百三十二号、第三百五十一号、第三百八十五号、第三百九十四号、第三百九十七号、第四百号及び第四百十一号」を「別表第一第十七号、第五十一号、第七十五号、第九十九号、第百十二号、第百二十号、第百八十六号、第二百六号、第二百七十八号、第三百二十五号、第三百四十六号、第三百五十三号、第三百五十五号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百九十三号、第四百二十八号、第四百四十四号、第四百五十二号、第四百五十七号、第四百五十九号及び第四百六十四号」に、「から⑯まで」を「から⑲まで」に改め、同号イ(2)中「別表第一第三十一号」を「別表第一第四十八号」に改め、同号イ(3)中「別表第一第四十四号」を「別表第一第六十二号」に改め、同号イ(4)中「別表第一第八十二号」を「別表第一第百五号」に改め、同号イ(5)中「別表第一第八十七号」を「別表第一第百十一号」に改め、同号イ(6)中「別表第一第百三十二号」を「別表第一第百五十六号」に改め、同号イ(7)中「別表第一第百四十四号」を「別表第一第百六十四号」に改め、同号イ(8)中「別表第一第二百三十七号」を「別表第一第二百七十二号」に改め、同号イ(9)中「別表第一第二百三十九号」を「別表第一第二百七十四号」に改め、同号イ(16)中「別表第一第四百五十三号」を「別表第一第五百五号」に改め、同号イ(16)を同号イ(19)とし、同号イ(15)中「別表第一第四百十二号」を「別表第一第四百六十五号」に改め、同号イ(15)を同号イ(18)とし、同号イ(14)中「別表第一第四百五号」を「別表第一第四百五十八号」に改め、同号イ(14)を同号イ(17)とし、同号イ(13)中「別表第一第三百七十四号」を「別表第一第四百十四号」に改め、同号イ(13)を同号イ(16)とし、同号イ(12)中「別表第一第三百二十一号」を「別表第一第三百六十三号」に改め、同号イ(12)を同号イ(15)とし、同号イ(11)中「別表第一第二百七十二号」を「別表第一第三百十四号」に改め、同号イ(11)を同号イ(14)とし、同号イ(10)中「別表第一第二百四十二号」を「別表第一第二百七十七号」に改め、同号イ(10)を同号イ(11)とし、同号イ(11)の次に次のように加える。

(12)　別表第一第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質　タリウム

(13)　別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質　テルル

第四条第一号イ(9)の次に次のように加える。

(10)　別表第一第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質　セリウム

第四条第一号ロ(1)中「別表第一第七十五号」を「別表第一第九十九号」に改め、同号ロ(2)中「別表第一第八十八号」を「別表第一第百十二号」に改め、同号ロ(3)中「別表第一第三百五号」を「別表第一第三百五十三号」に改め、同号ロ(4)中「別表第一第三百九号」を「別表第一第三百五十五号」に改め、同号ロ(5)中「別表第一第三百三十二号」を「別表第一第三百七十八号」に改め、同号ロ(6)中「別表第一第三百九十四号」を「別表第一第四百四十四号」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第一条、第四条関係）

一　亜鉛の水溶性化合物
二　亜鉛＝ビス（二―メチルプロパ―二―エノアート）
三　アクリルアミド
四　アクリル酸エチル
五　アクリル酸二―エチルヘキシル
六　アクリル酸及びその水溶性塩
七　アクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル
八　アクリル酸重合物
九　アクリル酸ブチル
十　アクリル酸メチル
十一　アクリロニトリル
十二　アクロレイン
十三　アジピン酸、N―（二―アミノエチル）エタン―一・二―ジアミン又はN・N′―ビス（二―アミノエチル）エタン―一・二―ジアミン）と二―（クロロメチル）オキシランの重縮合物